

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
〇 岡山県事務処理規則の一部を改正する等の規則 【規則】 (県例規集登載)	農産課		
〇 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 【告示】	財産活用課		
〇 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 【公告】	環境管理課		
〇 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 〇 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 〃	経営支援課 都市計画課		
		目次	
		担当課（室）	

								あらかじめ総務学事課に登録したものを除く。
3	地方卸売市場の認定に係る公示（第8条第3項、第14条）	総務学事課法制班長 畜産課長 水産課長				☐		総務学事課法制班長への合議は、典型的な様式としてあらかじめ総務学事課に登録したものを除く。
4	地方卸売市場の開設者に対する指導及び助言（第9条、第14条）	畜産課長 水産課長				☐		
5	地方卸売市場の開設者に対する措置命令（第10条、第14条）	畜産課長 水産課長				☐		
6	地方卸売市場の認定の取消し（第11条第1項、第14条）	畜産課長				☐		

[illegible]

第三条 岡山県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年岡山県規則第四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第十五号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和二年一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二七インチ 銀	一台	岡山西J一〇二四四
二七インチ クリーム及び茶	一台	岡山南H四三五一四
二六インチ 黒	一台	FC六M一八三七六
二六インチ 青	一台	岡山東D六四七六三
二五インチ 銀	一台	WTU二五六C〇一五七F
二七インチ 黒	一台	岡山中央H六八一六〇
二七インチ 青	一台	岡山南J三一七〇一
二七インチ 白	一台	岡山中央J二七一六三
二七インチ 銀	一台	岡山東H〇一四八〇
二七インチ 白	一台	FT一二六二五四
二七インチ 灰	一台	岡山西E〇二八七六
二七インチ 紫	一台	岡山中央H五七六八七
二七インチ 黒	一台	岡山中央H六九六〇九
二七インチ 赤	一台	岡山中央H五五七三六
二七インチ 橙	一台	岡山中央H六〇二二八
二七インチ 黄	一台	岡山中央H〇七七六九
二六インチ 黒	一台	岡山西C〇六二五四六
二四インチ 銀	一台	S三六三三七五〇

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和元年十一月二十九日

三 放置されている場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号（県庁外来駐輪場）

岡山市北区丸の内二丁目九三番一七号（県庁職員駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三四

◎岡山県告示第十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社クラレ

住 所 倉敷市酒津1621番地

氏 名 代表取締役社長 伊藤 正明

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社クラレ鶴海事業所

所在地 備前市鶴海4342番地

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類	能 力	27－ス 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（57）		同左		27－ス 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（58）		同左	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	400N m ³ ／時間		同左		400N m ³ ／時間		同左	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	－		許可後直ちに		－		同左	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	－		工事着手後直ちに		－		同左	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	－		工事完成後直ちに		－		許可後直ちに	
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間		同左		連続24時間		当分休止	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	96	120	178	216	96	120	0	0
	p H	2～5	2～5	同左		2～5	2～5	同左	
	C O D（mg／L）	50	150	31	111	50	150		
	S S（mg／L）	75	200	46	148	75	200		
	油 分（mg／L）	<0.5	1	同左		<0.5	1		
	T－N（mg／L）	6	12	4	9	6	12		
	T－P（mg／L）	0.4	0.7	0.2	0.5	0.4	0.7		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

区 分		変 更 前		変 更 後		新 設	
種	類	27ーヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（60）		同左		27ーヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（63）	
能	力	400N m ³ ／時間		同左		600N m ³ ／時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		工事着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		工事完成后直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		当分休止		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	96	120	0	0	4	5
	p H	2～5	2～5	同左		2～5	2～5
	C O D（mg／L）	50	150			100	300
	S S（mg／L）	75	200			300	600
	油 分（mg／L）	<0.5	1			<0.5	1
	T－N（mg／L）	6	12			10	20
	T－P（mg／L）	0.4	0.7			0.5	1

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		処理施設（B）				同左			
種 類 及 び 型 式		pH調整槽，中水原水槽，処理水槽，中和槽， かくはん槽，濃縮沈殿槽，遠心分離機，中水槽， 膜ろ過装置				同左			
構 造		pH調整槽SUS，中水原水槽SUS，処理水槽SUS，中和槽PVC，かくはん槽SS，濃縮沈殿槽SS，遠心分離機SS，中水槽SS，膜ろ過装置SUS，中空糸膜エレメント37本				同左			
主 要 寸 法		pH調整槽φ2.8m×H4.0m×2槽，中水原水槽φ1.5m×H3.5m，処理水槽φ2.0m×H4.0m，中和槽L1.5m×W0.6m×H0.7m，かくはん槽L3.5m×(W1.5m,W2.1m)×H2.9m，濃縮沈殿槽φ6.0m×H2.89m，φ4.0m×H4.0m，遠心分離機φ0.52m×L1.45m，中水槽φ2.9m×H8.45m，膜ろ過装置φ0.708m×H2.32m（外形），φ0.089m×H1.07m（モジュール）				同左			
能 力		中和，濃縮沈殿，遠心分離2,400m ³ /日，膜ろ過504m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		中和，濃縮沈殿，遠心分離，膜ろ過				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設及び処理前後の汚水等の通常値並びに最大値及び通常量の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ /日）	920.71	1,184.54	920.71	1,184.54	924.71	1,189.54	924.71	1,189.54
	p H	4～8	4～8	7～8	7～8	同左			
	C O D（mg/L）	145.07	317.99	18.38	33.68	144.88	317.91	18.36	33.67
	S S（mg/L）	268.78	492.08	11.42	16.29	268.92	492.53	11.43	16.31
	油 分（mg/L）	<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T－N（mg/L）	9.95	19.87	7.66	10.12	同左			
	T－P（mg/L）	0.845	1.652	0.845	1.652	0.844	1.649	0.844	1.649

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		処理施設（G）				同左			
種 類 及 び 型 式		中和槽，膜ろ過装置，脱水機				同左			
構 造		中和槽FRP，膜ろ過装置中空糸膜モジュール5本，SUS，脱水機SUS				同左			
主 要 寸 法		中和槽L2,750mm×W1,350mm×H1,750mm，膜ろ過装置（GSR-5型）φ189mm×H1,160mm（モジュール），L1,955mm×W600mm×H1,725mm（外形），膜ろ過装置（GL-5型）φ207mm×H1,421mm（モジュール），L2,600mm×W950mm×H2,434mm（外形），脱水機L1,600mm×W960mm×H655mm				同左			
能 力		496m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		中和，膜ろ過，遠心分離				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				－			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				－			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該施設及び処理前の汚水等の状態及びその通常の最大値並びに当該汚水等の通常の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ /日）	385	496	385	496	275	352	275	352
	p H	3～6	3～6	6～8.5	6～8.5	同左			
	C O D（mg/L）	50	146	1.5	3	38	120	1.1	2
	S S（mg/L）	75	194	4	8	56	160	3	7
	油 分（mg/L）	<0.5	1	<0.5	1	同左			
	T－N（mg/L）	6	12	5	10	5	10	4	8
	T－P（mg/L）	0.4	0.7	0.4	0.7	0.3	0.6	0.3	0.6

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	773.51	1,241.66	722.51	1,102.66
pH	6～8	6～8	同左	
COD (mg/L)	14.09	21.24	15.09	23.35
SS (mg/L)	8.92	12.49	9.13	12.78
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左	
T-N (mg/L)	6.72	9.88	6.64	9.23
T-P (mg/L)	0.685	1.222	0.692	1.258
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和2年1月14日から同年2月4日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

〔九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ山陽 エディオンス陽店
所在地 赤磐市下市二七七一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

(2) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名称 コープ山陽 デオデオ山陽店

（変更後）名称 コープ山陽 エディオン山陽店

4 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

令和元年十二月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年一月十四日から同年五月十四日まで

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

〔一〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画ごみ焼却場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画ごみ焼却場

二 都市計画の変更年月日

令和元年十二月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室において縦覧に供する。

令和2年1月14日 岡山県公報 第12159号

〔一一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画汚物処理場についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画汚物処理場

二 都市計画の変更年月日

令和元年十二月十八日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室において縦覧に供する。